

民事系第2問

〔設問1〕

1. 甲社は取締役会設置会社であり、Aが甲社を代表して書面により行った本件連帯保証契約は、甲社の総資産額が乙社からAに対する5000万円の融資に係る

10億円であるから取締役会決議を必要とする数额の

連帯保証は債務者と連帯して債務者からの債務を履行する

(いときに、その履行をする責任を負う(民法446条1項)により)

借財(会社法(旧下法名称)362条4項2号)に該当する。

2. しかるに甲社は本件連帯保証契約につき取締役会決議をしていない。

3. また本件連帯保証契約は甲社による代表取締役Aの乙社に対する債務の保証であり、Aが取締役会において当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならぬ利益相反取引(356条1項3号)に該当する。

4. しかるにAは本件連帯保証契約につき取締役会の承認を得ていない。

5. さうに、本件確認書は、その内容が虚偽であり、実態がなく、無効である。

6. 以上のとおり甲社は、本件連帯保証契約は、会社法所定の要件を充足しないものであるとして、乙社からの本件連帯保証契約に基づく保証債務の履行の請求を拒否し、乙社に主張する。

7. しかるにAは甲社の代表取締役であり、甲社の業務に関する

三波論法?

著者注

(第2問)

1 一切の裁判に又は裁判外の方法とする権限を有する(34条

2 8項)

3 よて、本件連帯保証契約は代表取締役であるAによって代表取
4 締役Aの名の下に行われたものであるから有効であり、甲社は
5 本件連帯保証契約に基づく保証債務の履行の請求を拒む
6 ことはできない。

7 また、Bは、今回の融資に際して、甲社の取締役会議事録の写を
8 要求している。結果的にBは、これを入手しているが、これは
9 Aによる虚偽の理由付けによるものであり、その力関係から
10 して、取締役会議事録の写を入手できるか、たとえ帰責でき
11 る。

12 [設問2]

13 1. 甲社の定款には、「株主は、当会社の議決権を行使すに必要と
14 する他の株主1名と代理人として、その議決権を行使すに必要と
15 する定めがあり、株主総会における議決権行使のため代理人
16 を株主に限定している。 物に必要とされるものは、ここで問題の所は、
あると20579

17 2. 株主総会における議決権行使は代理人によってできるか(310条
18 1項)、この場合、代理人又は当該株主は、代理権を証明する書面を
19 株主総会に提出しなければならない(同項)

20 3. しかし、両社の代理人として出席しようとするFは、本件株主総会
21 出席に際して、自らの名刺を出した上、代理権を証明する書面
22 を提出している。

23 4. したがって、代理権を証明する書面を提出しているFに議決権

第2問

1 行状を認めたことには決議方法の違反がある

→ 決議方法で
否定的

2 5. また 同様に D の代理人として本件株主総会に出席しようとした
3 G は、D の代理権を証明する書面を提出したにもかかわらず、
4 株主であることと理由に議決権行使を拒否されている

5 この F に対する F への対応と G への対応は、同じ株主である
6 D と両社に対する対応において平等に取扱われている
7 ではなく、株主平等原則(109条1項)に反する

8 6. 以上を A は主張し、決議方法の違反があるとする。

→ 認められ
ない

9 7. しかし、F は、両社の代表取締役であり、これから、両社の代理
10 人として出席したことは十分に評価でき、代理権を証明する書面の
11 不提出の問題とする。また、両社の規則による制限は善意の第三者に課せられ
12 ない(349条5項)

13 8. よって、F の議決権行使は認められ、A の主張は認められない。

14 「設問2」

→ いまだ、F の議決権行使は認められる

15 1. 本件株式については、その発行に必要な事務手続は、C の指示に
16 基づいて、甲社の総務部が適当な様式の申込に必要な書類等に
17 おき、A の記名押印も総務部が行っており、また払込金額下
18 あり 2000 万円を全て C の貯金によって納められている。

19 2. さらに本件株式に係る利金配当は C 名義の株式に係る
20 分と併せて C 名義の銀行口座に振り込まれ、償還申告も併せて
21 行われている。議決権行使も C 名義の株式に係る議決
22 権を併せて会社総会に賛成するとして行使されている

23 3. こうして、A は、甲社の株主であることを主張している

存在せず、本件株式の実質的株主は C であり、C は当該

する。

4. 1.2アは、たとえ実態から、本件株式の株主はCであるといえ、

Cの主張は認められる。

Cは、株主の権利である剰余金の配当を言いつ

て、株主総会において議決権行使の権利(105条1項)を行

い、甲社もこれを認めていることから

以上

9. それぞれの権限が伝わるために「シンボリック」を

行使する。

9. 三任社長(現職・元社長・取締役)の伝わるために

権限を行使する。

(第2問)